

公立病院も「連帯保証人」

治療費の未払いを防ぐため、入院の際、患者に連帯保証人を求める動きが、都道府県の運営する公立病院でも広がっていることがわかった。

国立大の付属病院は75年、国立病院は99年から導入し、民間病院では一般的だとされるが、地域の中核病院が多い公立病院では慎重な所が少なくなかった。朝日新聞社の調べでは、ここ5年間で新たに6府県が導入し、全体の7割近い31府県にのぼった。患者からは「お金を借りるわけでもないのに」と戸惑いの声も上がっている。

(志村英司、今林弘)

入院時、治療費未払い対策 31府県導入 戸惑う患者

「患者本人の入院費を引き受け、絶対に病院にご迷惑はかけません」

昨年9月末、徳島県三好市で自転車店を営む男性(54)は、父親が県立病院に入院した際、母親に頼まれ、この一文がある書類に印鑑をついた。後で連帯保証人のことだと知り、「入院だから、全部病院の言うがまだ、お金を借りたみたいでいい感じはしない」と話した。

同県は県立の3病院で1億円近い未収金がある。県監査委員から「回収対策が不十分」と指摘

され、06年度から連帯保証人制度を導入した。これまで「保証人」は求めていたが、民法上、患者と同等に債務を担うことになる連帯保証人とするなどで、未収金請求の法的根拠にする狙いだ。

支払い実績も

連帯保証人制度は公立病院では、01年に佐賀、岩手両県と大阪府が導入。鳥根県が02年、新潟県が04年と、次第に広がった。求める連帯保証人の人数を増やした自治体もある。

朝日新聞社の調べで

は、都道府県と政令指定都市が運営する全国248の公立病院の未収金の総額は、05年3月末で80億7686万円。同年11月の最高裁判決で未収金の請求期間が、従来の5年から民間病院と同じ3年とする判断が出たこともあり、自治体は回収策強化を急いでいる。

実績も上がっている。富山、栃木、愛媛、香川県などでは実際に患者本人が支払えない場合、連帯保証人に払ってもらった例があると回答。滋賀県は03、05年度に8人の連帯保証人から支払いを受けた。

頼むのは大変

だが、一人暮らしの患者などの場合、連帯保証

人になってくれる人を探すのは大変だ。徳島県の公立病院の医療相談員だった社会福祉士(57)は「ただの保証人を頼むだけでも患者の悩みは大きい。金銭的な負担を負うことになるかもしれない。連帯保証人となるとさらに難しい」と話す。

こうした中、北海道は00年9月、連帯保証人を逆にただの保証人に変更した。患者から「他人に頼みづらい」との声があり、「患者の精神的な負担の軽減」が一番の理由という。連帯保証人を導入していない長野県立病院課も「県民に身近な病院の性格上、連帯保証人の有無で患者を選別し、門前払いすることはできない」と話している。